

2022年5月13日

経済産業省

産業技術環境局環境経済室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「カーボン・クレジット・レポート」(案)に対する意見について

2022年4月13日付で意見募集が開始された「カーボン・クレジット・レポート」(案)について、別紙のとおり意見を提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「カーボン・クレジット・レポート」(案)に対する意見

#	頁	該当箇所	意見等
1	11	3.1.1.パリ協定第6条ルール	<ul style="list-style-type: none"> 本項に記載のとおり、2021年11月のCOP26においてパリ協定第6条(市場メカニズム)の実施ルールが合意されたことを踏まえ、民間が行う海外ボランタリークレジットについても、二重計上防止の措置として相当調整がされているかどうか重要な要素となってきた。この相当調整に関し、具体的な調整方法やプロセスについて、時間軸を含めたガイドラインを作成いただくことで、民間企業など需要家の理解が進むように対応いただきたい。
2	30	4.1.需要面での課題	<ul style="list-style-type: none"> 本項において、「各種国内制度において、カーボン・クレジットの取扱が十分に整理されていない」と指摘したうえで、「これらをどのように活用し、その価値をどのように外部のステークホルダーに主張すればよいか判断出来ない」と課題を整理いただいている。 カーボン・クレジットの活用や、各種取組の促進、ひいてはわが国NDCへの貢献の観点から、「キャップ&トレード」の実施拡大も一つの選択肢として検討いただきたい。
3	32 33	5. 我が国におけるカーボンニュートラルに向けたカーボン・クレジット活用の意義	<ul style="list-style-type: none"> 「4. 我が国におけるカーボン・クレジットの適切な活用に向けた課題」(30頁)において、「経済の成長に資する形で、日本ひいては世界におけるカーボンニュートラル社会を実現することに寄与する観点から」課題を整理いただいているとおり、カーボン・クレジットの活用の意義についても、わが国内に閉じた議論ではなく、グローバルな視点で取りまとめていただきたい。 具体的には、グローバルに活動する大手企業の削減目標は、国内外のグループ企業全体で設定されていることが多く、加えて、海外を含むサプライチェーン上の取引先企業から、GHG排出量の削減を求められるケースも出てきているなど民間企業の実態を踏まえ、海外拠点での活用や、サプライチェーンにおける活用等も、カーボン・クレジットの活用の意義に追記いただきたい。

#	頁	該当箇所	意見等
4	32	5.1.カーボンニュートラル達成時における炭素吸収・炭素除去系カーボン・クレジットの重要性	<ul style="list-style-type: none"> ・本項に記載のとおり、「炭素吸収・炭素除去の取組は、カーボン・クレジットとして環境価値化し、他社に移転できることで、取組を実施するインセンティブがより働く」ことが期待される。この点、「Jブルークレジット」はボランティアクレジットに位置づけられており、NDC への活用が認められていないが、ブルーカーボンを NDC へ活用することを推進している国（オーストラリア等）もあることを踏まえると、わが国においても、ブルーカーボンの NDC への活用に向けて検討いただきたい。 ・加えて、「バイオ炭の農地施用」は、J-クレジットの対象となっているが、それ以外の農地関連クレジットについても、J-クレジットの対象に位置づけていただくなど、NDC への貢献という観点から検討いただきたい。
5	34	6.1.1. (1) わが国の NDC の達成に資するカーボン・クレジット	<ul style="list-style-type: none"> ・脚注 30 において、「JCM 以外のパリ協定 6 条 2 項ルールに従って相当調整がなされたボランティアクレジット（中略）についても、JCM と同様に日本の NDC への活用を行うのかといった論点についても、今後検討を行うべきである」とされているが、第 1 回カーボンニュートラルの実現に向けたカーボン・クレジットの適切な活用のための環境整備に関する検討会の資料 5（18 頁）では、「国際移転の調整（相当調整）がされたものについては、我が国の NDC にも反映される」と記載されており、内容として後退している印象を受けることから、脚注ではなく、本文中に「相当調整がされたボランティアクレジットについても、我が国の NDC への活用に向けて検討を行うべきである」と記載いただきたい。
6	35	6.1.1. (3) 我が国の経済と環境の好循環に寄与する国内外のボランティアクレジット	<ul style="list-style-type: none"> ・本項の「具体例」に関し、「日本企業がカーボン・クレジットの長期オフテイク契約を結ぶプロジェクト（特に吸収・除去系の国内クレジット流通量の増加に貢献するプロジェクトなど）」と記載されているが、「5.2.」（33 頁）では、「カーボンニュートラル移行期における排出削減系カーボン・クレジットの重要性」を指摘いただいております、「排出削減系カーボン・クレジット」の活用も重要である。 ・この点、本項において「特に吸収除去系の国内クレジット流通量の増加に貢献するプロジェクト」と例示されることにより、「吸収除去系」と比べて「排出削減系」のカーボン・クレジットが「我が国の経済と環境の好循環に寄与する国内外のボランティアクレジット」として適切でないとの誤解を与える懸念があることから、当該記述を削除いただきたい。

#	頁	該当箇所	意見等
7	34 ～ 36	6.1.1.カーボン・クレジットの多様性を踏まえた、活用の道筋の明確化 図 11 国内制度におけるカーボン・クレジット活用のイメージ (B)	<ul style="list-style-type: none"> ・本項において、カーボン・クレジットの種類を次のとおり分類し、36頁「B)」において、「(4) に整理されるようなクレジットについては、上記のより広い視点での評価軸に照らしても、同様の活用を認めるべきではない」として、GXリーグにおける自主的な取引を「(1)」～「(3)」に分類されるカーボン・クレジットに限定しているが、少なくとも「(4)」のうち「世界全体での排出量削減に貢献するカーボン・クレジット」については、GXリーグにおける自主的な取引の対象として整理いただきたい。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 我が国のNDCの達成に資するカーボン・クレジット (2) J-クレジット制度によらない国内の炭素吸収・炭素除去系ボランタリークレジット (3) 我が国の経済と環境の好循環に寄与する国内外のボランタリークレジット (4) 世界全体での排出量削減に貢献するカーボン・クレジット、地域・個人の行動変容に貢献するカーボン・クレジット ・J-クレジットやJCM等、わが国内の制度にもとづくカーボン・クレジットのみでは、今後想定される国内需要の拡大に供給が追いつかず価格が高騰する懸念もあり、カーボン・クレジット市場の健全な育成の観点および世界全体のカーボンニュートラルの実現という観点からも、海外由来のカーボン・クレジットであっても、GXリーグの取引対象として活用すべきである。 ・なお、「(3) 我が国の経済と環境の好循環に寄与する国内外のボランタリークレジット」の「具体例」に関し、例えば「新規技術等に対する先行投資型プロジェクト」や、「日本のエネルギーバランスの高度化への貢献があるプロジェクト」等とあるが、これらの判断は、需要家には難しいことから、「(3)」と「(4)」の区別の必要性、妥当性を含めて、判断基準の明確化をお願いしたい。
8	34 ～ 36	6.1.1.カーボン・クレジットの多様性を踏まえた、活用の道筋の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、TSVCMにおいて、カーボン・クレジットの適格性基準の検討が進められている。本項の「(1)」～「(4)」の分類に関し、カーボン・クレジットの品質の高さの問題が潜在的に分類に影響を与えていると考えられるものの、どのように影響しているのか不明確であるので、説明をいただきたい。
9	41 42	6.1.2.カーボン・クレジットの多様性を踏まえた、情報開示の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・本項で整理いただいているとおり、情報開示の重要性は理解できるものの、開示すべき情報が詳細かつ多岐にわたることに加えて、統一的なフォーマットが定められていないことを踏まえると、かえって情報収集・比較検討の手間やコスト負担が増加することが懸念される。このため、情報開示に関するフォーマットの統一を含めて環境整備を検討いただきたい。

#	頁	該当箇所	意見等
10	43 44	6.2.供給面での取組	<ul style="list-style-type: none"> ・供給面での課題を整理した「4.2.」（30 頁）において、「日常生活や地域社会における低炭素活動に着目したサービスが顕在化する中、これらの取組について、カーボン・クレジットを活用した促進策が不十分である」と記載いただいております。この課題解決に向けた取組みとして、国内外の既存のカーボン・クレジット制度に関し、認証機関や認証コスト、その活用方法など、認証に関する仕組みそのものに関する周知・啓発に関する事項についても記載を検討いただきたい。 ・また、小規模な植林プロジェクトの場合には、GHG 排出削減量は、年間数十トン程度の規模に止まることが予想されることから、既存のカーボン・クレジット制度に関する本格的な認証の取得は、コスト的に難しいことが想定される。この点、地方自治体が計算している CO2 削減推定値にもとづいて認証いただくか、または植林した樹木の種類と本数を確認できれば、簡易的に CO2 排出削減量を認証いただくなどの対応をいただくことで、小規模の植林プロジェクトの推進も期待できると考えられるので、検討いただきたい。
11	43	6.2.1.NDC の達成に資するカーボン・クレジットの創出拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・本項において、森林小委員会における検討など、森林由来クレジットの創出拡大に向けた取組みを明記いただいたことに賛同する。加えて、国内の森林由来クレジットの創出拡大に向けて、国際イニシアティブにおいても、適切に取り扱われるように、必要に応じて、政府からも働きかけていく等の記載の追加を検討いただきたい。
12	45	6.3.1.「カーボン・クレジット市場の創設」	<ul style="list-style-type: none"> ・わが国カーボン・クレジット市場を創設するにあたり、流動性を確保し、より多種多様な企業（例えば金融機関や仲介業者なども含む）に参加いただけるように検討すべきである。相対でも取引できるカーボン・クレジットを本市場で取扱うためにも、単なる価格公示機能だけに留まらず、取引所としてのインフラ整備や資金決済機能・クレジット振替機能といった利便性を確保する必要がある。

#	頁	該当箇所	意見等
13	45	6.3.流通面での取組	<ul style="list-style-type: none"> ・本項で整理いただいているとおり、「市場の構築においては、取引の流動性をどのように高めるか、公示される価格が適切にシグナルとして働くか、多様なクレジットの付加情報も併せて流通するか、といった観点を踏まえる必要がある」ことに賛同する。 ・加えて、国際的なカーボン・クレジット市場において広く認められた取扱い／ルールについて、わが国市場においても整合的である必要があることを明記いただきたい。将来的に、ボランタリークレジット等の市場を展望するに当たり、海外の取引参加者にとって参加しやすい形でわが国カーボン・クレジット市場を構築する必要がある。なお、海外由来のカーボン・クレジットについても、市場取引の対象として明確に位置付けることで、海外由来のカーボン・クレジットを活用したカーボン・オフセットの確実性を担保することも重要である。 ・また、TSVCMにおいても、トレーサビリティや発行コスト低減の観点からデジタル技術の活用が提言されており、世界中のカーボン・クレジットが将来的にデジタル技術を活用した流通に収斂していくことが予想される。また、諸外国の取引所を見ても、カーボン・クレジットをトークン化して取り扱う事例が散見されることから、わが国カーボン・クレジット市場の構築に向けた取組課題として、ブロックチェーンや NFT などのデジタル技術を活用した効率的なプラットフォームの構築を明記いただきたい。
14	45	6.3.2.取引安定性確保のためのカーボン・クレジットに係る法的・会計・税務的取扱いの明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・本項で整理いただいているとおり、「国内でのカーボン・クレジットの流通を促進するため、カーボン・クレジットの売買に係る法的・会計・税務扱いの明確化・整理について検討を進める」必要があることに賛同する。 ・加えて、具体的に、どのような論点について検討する必要があるのか、今後整理すべき論点（例えば、金融商品としての取扱い可否等）を明記することで、今後の議論を円滑に進めることが期待されることから、追記を検討いただきたい。

以上